

第38回高崎市水道事業及び公共下水道事業運営審議会会議録

開催日時

令和3年2月16日（火） 午前10時00分から午前10時37分まで

開催場所

高崎市役所本庁3階 31会議室

- 議 事 (1) 高崎市水道ビジョンの改訂について
(2) 高崎市下水道事業経営戦略の策定について

報 告 令和3年度予算の概要及び主要施策・事業について

出席委員（14人）敬称略

委員 麻生 洋佑
委員 飯塚 邦広
委員 大澤 博史
委員 大西 勉
委員 小野 聡子
委員 加藤 美智子
委員 神戸 陽子
委員 熊谷 佐知恵
委員 小林 優公
委員 齊藤 洋一
委員 坂井 佐智子
委員 佐藤 孝夫
委員 島田 紘子
委員 清水 公美

市側出席者（11人）

上下水道事業管理者	新井 俊光
水道局長	福島 克明
経営企画課長	小池 郁生
料金課長	外所 康信
工務課長	田口 和彦
浄水課長	田畑 守
下水道局長	松田 隆克
総務課長	中曾根 哲哉

整備課長	佐藤 善信
維持管理課長	飯島 英樹
施設課長	大山 多賀雄

事務局（7人）

経営企画課係長	吉田 大徹
経営企画課係長	俣田 康德
経営企画課課長補佐	湯浅 貴夫
経営企画課主査	清水 仁子
経営企画課主査	飯島 真悟
経営企画課主任主事	清水 彰人
総務課課長補佐	中村 和夫

1 開 会

2 あいさつ

- 新井上下水道事業管理者
- 大西会長

3 議 事

- 委員20名中14名が出席したため、高崎市水道事業及び公共下水道事業運営審議会条例第5条第2項の規定により、審議会が成立していることを報告
- 高崎市水道事業及び公共下水道事業運営審議会条例第5条第1項の規定により、大西会長が議長となり議事を進行
- 議長が会議録署名委員に麻生委員、清水委員を指名
- 諮問された議事に係る答申について採決

○経営企画課係長

それでは、議事に入らせていただきます。

本審議会条例第5条第1項の規定により、会長が議長となっていていただくことになっておりますので、大西会長に進行をお願いいたします。

○会長

それでは、議長を務めさせていただきます。

本日は、市長から諮問がございました「高崎市水道ビジョン」と「高崎市下水道事業経営戦略」についての答申に係る審議がございましたので、円滑な進行が出来ますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

まず、会議録に署名していただく委員を指名いたします。

本日の会議録署名委員につきましては、麻生洋佑委員、清水公美委員を指名いたします。両委員の方には、当審議会の会議録が完成しましたら、ご署名をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります。議事（１）の「高崎市水道ビジョンの改訂について」、事務局より説明をお願いいたします。

○経営企画課長

経営企画課長の小池でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、高崎市水道ビジョンにつきまして、ご説明いたします。

本日、改めて配布させていただきました水道ビジョン（案）でございますが、昨年１１月２７日にご審議いただいた案から若干の文言修正と写真の入替等を行っておりますが、内容についての修正はございません

また、前回審議会にてご説明したとおり、本ビジョンにつきまして、広く市民の皆様からご意見をいただくため、パブリックコメントを実施いたしました。実施期間につきましては、広報高崎及び市ホームページで周知を行いまして、１月４日から１月２２日までを資料の公表及び意見の提出期間といたしました。

パブリックコメントの結果でございますが、市民の皆様から寄せられたご意見等はございませんでした。そのため、パブリックコメントによる本ビジョンの修正等はございません。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ここまでの説明について、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

ご意見がないようですので、原案に基づき、本審議会として答申させていただきます。委員の皆様、よろしいでしょうか。

（全委員 異議なし）

それでは、議事（１）の「高崎市水道ビジョンの改訂について」の審議を終了いたします。

○会長

続きまして、議事（２）の「高崎市下水道事業経営戦略の策定について」、事務

局より説明をお願いいたします。

○総務課長

総務課長の中曽根と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、高崎市下水道事業経営戦略（公共下水道事業会計）につきまして、ご説明いたします。

本日、改めて配布させていただきました計画（案）でございますが、昨年11月27日にご審議いただいた案から6ページ及び7ページの経営比較分析表をカラー印刷に変更しておりますが、内容についての変更はございません

また、前回審議会にてご説明したとおり、本計画につきまして、広く市民の皆様からご意見をいただくため、パブリックコメントを実施いたしました。実施期間につきましては、広報高崎及び市ホームページで周知を行いまして、1月4日から1月22日までを資料の公表及び意見の提出期間といたしました。

パブリックコメントの結果でございますが、市民の皆様から寄せられたご意見等はございませんでした。そのため、パブリックコメントによる本計画の修正等はありません。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ここまでの説明について、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

ご意見がないようですので、原案に基づき、本審議会として答申させていただきます。委員の皆様、よろしいでしょうか。

（全委員 異議なし）

それでは、議事（2）の「高崎市下水道事業経営戦略の策定について」の審議を終了いたします。

4 報 告

○会長

続きまして、次第4の報告に移ります。

「令和3年度予算の概要及び主要施策・事業について」、水道局・下水道局の順に説明をお願いいたします。

○経営企画課長

それでは、資料に基づきまして、ご説明させていただきますので、お手元の資料「報告1 令和3年度予算の概要及び主要施策・事業について」の1ページをご覧ください。

最初に、予算規模でございますが、収入合計が84億3,393万4千円で、前年度より2.8%の減、支出合計は103億9,056万1千円で、前年度より1.9%の減でございます。内訳でございますが、1の「収益的収支」をご覧ください。収益的収支につきましては、収益的収入は72億1,500万円の前年度より2.2%の減、収益的支出は65億5,722万8千円の前年度より1.6%の減となっております。

次に、2の「資本的収支」をご覧ください。

資本的収入は12億1,893万4千円の前年度より6.0%の減、資本的支出は38億3,333万3千円の前年度より2.4%の減となっております。なお、資本的収入額が資本支出額に対して不足する約26億1千400万円につきましては、内部留保資金で補填いたします。全体としましては、新型コロナウイルスの影響もありまして、若干の収入減を見込んでおりますが、事業費につきましては、安全な水道水の安定供給を続けていくために、ほぼ例年なみの施設の維持管理費用・更新費用を計上しております。

収支の内訳につきましては、円グラフをご参照いただければと思います。

続きまして、2ページでございますが、参考といたしまして、主要事業の概要を掲載しておりますので、後程ご覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、「令和3年度 水道事業会計予算」の概要説明とさせていただきます。

○料金課長

料金課長の外所でございます。よろしくお願いたします。

料金課の令和3年度の主要施策及び事業につきまして、ご説明申し上げます。恐れ入りますが、報告の3ページをお開きください。

料金課の主要施策・事業の1点目としましては「収納率向上への取り組み」でございます。引き続き上下水道使用料金の未納者に対しまして収納確保の強化を実施し、収納率の更なる向上に努めてまいります。内容といたしましては通常の督促状・催告状の送付に加え、夜間の電話催告や現地訪問を通じて、粘り強く継続的な納入交渉を行い収納率の向上を図るものでございます。また、支払い環境の利便性の向上を目的としたペイ払い等のキャッシュレス決済について、令和3年度導入を進めています。

上下水道使用料金における収納率の状況といたしましては、12月末日現在98.59%となっており、昨年同時期の98.23%より0.36ポイント上回っております。また、昨年度の上下水道使用料金につきましては12月末日現在99.92%となっております。収納率に関しては、納期から6カ月後には、99.9%とすることを目標としております。

次に2点目としましては、「給排水受付窓口業務」でございます。令和2年3月から、給水装置窓口と排水設備窓口を統合し、給排水受付窓口を新設しました。料金課では、給水装置工事受付業務を担っております。内容としましては、給水装置設計施工指針に基づき構造及び材質の確認を行い、適正な施工指導を行っております。また、上下水道工事の窓口を統合したことにより、受付から許認可までの期間短縮、給排水同時検査による事務の効率化を図り、より一層のサービス向上を目指しています。令和元年度実績としましては、水道栓の新設及び口径増の工事に納付していただく加入金調定額253,791,200円、給水工事受付件数5,297件となっています。

次に3点目としましては、「検定満期量水器の取替業務」がございます。量水器、いわゆる、水道メーターでございますが、計量法の規定により8年毎に取替する必要があります。約20万水栓のうち、令和3年度の対象となる約26,000個の水道メーターを順次取り替えてまいります。これにより、正確な使用水量の検針ができ、市民のみなさまに安心して水道を利用していただくことができます。

以上、誠に簡単ではございますが、料金課の主な施策・事業の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○工務課長

工務課の田口でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料に基づきまして、ご説明させていただきます。

4ページをお開きください。

令和3年度の主な施策・事業でございますが、管網整備事業、配水設備整備拡張事業、給配水管の維持管理業務を行うものでございます。

初めに管網整備事業でございますが、水道水の安全と安定給水を図るため、老朽管や石綿セメント管の更新を行い、管の漏水や破損、水の濁りを未然に防ぎ、有収率の向上を図ると共に、災害に強い水道管路の耐震化を目的として、実施する事業でございます。引き続き、幹線となる配水管や老朽度の高い管路から順次、耐震管による布設替えを実施いたします。

次に配水設備整備拡張事業でございますが、配水管の未整備路線において、地元陳情並びに給水管の漏水及び水圧低下等を防止するため、現状を調査した上で、必要に応じ、耐震管による配水管の布設工事を実施すると共に、災害時等に弾力的な水運用が可能となるよう、相互融通機能の充実を目的として実施する事業でございます。

最後に給・配水管の維持管理でございますが、漏水等修繕対応において、市民及び道路管理者等からの通報により発見された漏水に対し、迅速に現場調査を行い、修繕を実施するものでございます。

なお、予算額につきましては報告資料の2ページに記載してございます。

以上誠に簡単でございますが、工務課の主な施策及び事業の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○浄水課長

浄水課長の田畑と申します。よろしくお願いいいたします。

それでは、資料に基づきまして、ご説明させていただきます。

報告資料の5ページをご覧ください。

浄水課の令和3年度の主な施策・事業でございますが、浄水施設の維持管理業務、水質検査業務及び施設改良事業でございます。

最初に浄水施設の維持管理業務でございますが、記載のとおり地域別の主な浄水場及び付属施設等の管理業務でございます。管理する施設といたしましては、「取水施設」、「浄水場」、「配水場」、群馬県県央第一水道から水道水を受け入れる「受水施設」及び「簡易水道」の施設でございます。

次に水質検査業務でございますが、水道水の安全を確保するために、原水や浄水の水質検査を、水質検査計画に基づき、年間で約1,000件の検査を実施いたします。また、水道水の放射性物質の検査につきましても、毎月検査を実施してまいります。

次に施設改良事業でございますが、水道水を安定的に供給することを目的として、効率的に浄水場等水道施設の新設・改良を行う事業でございます。なお、地域別の主な工事は、記載のとおりでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、浄水課の主な施策・事業の説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○総務課長

続きまして、「令和3年度の公共下水道事業会計予算」の概要につきまして、ご説明申し上げます。

資料の6ページをご覧ください。

最初に、収入及び支出の合計ですが、収入合計は114億6,008万6千円で、前年度より8.1%の減、支出合計は142億549万9千円で、前年度より2.7%の減でございます。

内訳でございますが、1の「収益的収支」をご覧ください。収益的収入は83億8,638万8千円で、前年度より4.8%の減、収益的支出は73億3,102万7千円で、前年度より0.2%の減となっております。

次に、2の「資本的収支」をご覧ください。

資本的収入は30億7,369万8千円で、前年度より16.0%の減、資本的支出は68億7,447万2千円で、前年度より5.2%の減となっております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額38億77万4千円につきましては、内部留保資金で補填いたします。

収支の内訳につきましては、円グラフの1と2をご参照いただければと思います。続きまして7ページをご覧ください。

令和3年度の主要事業でございますが、詳細につきましては、このあと担当課よ

りご説明させていただきます。

以上、誠に簡単ではございますが、「令和3年度の公共下水道事業会計予算」の概要説明とさせていただきます。

○整備課長

整備課長の佐藤と申します。よろしく願いいたします。

資料の8ページをご覧ください。

令和3年度の主な施策・事業についてご説明をさせていただきます。

公共下水道（汚水）管渠整備事業についてですが、生活環境の改善、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を目的として、公共下水道事業計画区域内の汚水管渠を整備する事業です。令和3年度は、13, 146mの整備を予定しております。

工事場所は、高崎地域につきましては、上大類町・上小埜町ほか記載の場所を予定しております。箕郷地域は、箕郷町上芝の群バス団地周辺、箕郷町下芝の楽間団地北側周辺の整備を予定しております。群馬地域は、菅谷町の菅谷公民館北側周辺、棟高町の中央第二土地区画整理事業地内、足門町のソシアスの南側周辺の整備を予定しております。榛名地域は、本郷町の本郷スポーツ広場北側地域、上里見町の榛名中学校東側の整備を予定しております。吉井地域は、吉井町本郷の国道254号バイパス北側、吉井町池の主要地方道高崎・神流・秩父線吉井支所東側の整備を予定しております。

続きまして公共下水道（雨水）管渠整備事業についてですが、集中豪雨や台風による浸水被害の解消を図るため、雨水対策として、雨水管渠を整備する事業でございます。工事の場所と概要ですが、一貫堀川第7排水区につきましては、主要地方道高崎・駒形線の上大類町交差点から北側環状線において内径2, 100mmの雨水幹線を約90m、整備を行います。

以上、令和3年度 整備課の主な事業の説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○維持管理課長

維持管理課長の飯島と申します。よろしく願いいたします。

下水道局維持管理課、令和3年度の主要施策・事業についてご説明いたします。それでは、資料の9ページをご覧ください。

維持管理課の主要施策でございますが「下水道の適正使用に向けた指導と管理業務」でございます。

1つ目は、事業場排水の監視です。これは、公共用水域の水質保全と下水道施設の処理能力を保つため、事業場の排水を監視するものです。

2つ目は、管路施設の清掃と修繕です。これは、使用者が安心して利用できるよう常時 維持管理のために点検し、清掃や修繕を行います。

3つ目は、下水道への接続に伴う受付業務です。公衆衛生向上のため、申請書類の審査、工事完成検査の監理を実施するものです。

次は、主要事業である「下水道管路施設長寿命化の実施」についてです。

高崎市の公共下水道は、昭和2年に事業認可を受けて管渠整備事業に着手した結果、現在までに1,500kmを超える管渠の整備が完了し、布設後50年以上を経過したコンクリート管が高崎駅周辺に約55km存在しております。

この老朽管対策として、ストックマネジメント計画に則り、浸入水や道路陥没事故等を未然に防止するために、管路施設の長寿命化対策を実施しております。

令和3年度も計画に基づき長寿命化対策を継続し、機能確保と事故防止に向けた、適正な維持管理に努めてまいります。

維持管理課の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○施設課長

施設課長の大山でございます。よろしくお願いいたします。

施設課における令和3年度の主な施策・事業につきまして、説明いたします。

10ページをご覧ください。

まず、污水处理施設の維持管理業務でございますが、本市の下水道は、県が玉村町で管理しております「県央水質浄化センター」と、高崎市が管理しております「阿久津水処理センター」、「城南水処理センター」及び「榛名湖水質管理センター」の4箇所污水处理を行っております。このうち、施設課では「阿久津水処理センター」、「城南水処理センター」及び「榛名湖水質管理センター」の3箇所と、市内107箇所にあるポンプ場及び「城南雨水滞水池」を適切に運転・保守管理することで、下水を浄化し、公共用水域の水質保全を図っております。

次に、水質検査業務でございますが、水質汚濁防止法及び下水道法等に基づきまして、阿久津水処理センター、城南水処理センター及び榛名湖水質管理センターの水質検査を行なうものでございます。水質汚濁防止法及び下水道法等の規制項目や処理施設の維持管理に必要な項目について、検査を実施するとともに、放射性物質についても、脱水汚泥の検査を実施するものでございます。

最後に、污水处理施設の建設改良事業でございますが、多額の費用が必要となることから、国の補助を受けながら計画的に新設・改良・更新事業を進めているもので、令和3年度の主な建設改良事業として、「ポンプ場建設事業」については、「処理施設ストックマネジメント計画」に基づき、施設の改築・更新を行っており、老朽化した下和田ポンプ場の改築工事を昨年度に引き続き行う予定でございます。また、「阿久津水処理センター」についても「処理施設ストックマネジメント計画」に基づき、老朽化した設備等の更新及びB系沈砂池設備の増設工事を行う予定でございます。

以上、令和3年度の施設課の主な事業について、説明をさせていただきました。

よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入ります。ここまでの説明について、ご意見ご質問等がございましたら、お願いいたします。

ないようでしたら、私の方からよろしいですか。

企業債は、収入と支出の両方に項目がありますが、返済の方が多く収入の方が少ないようです。企業債の残高であるとか収入・支出のバランス的なものはどうでしょうか。例えば、水道局の方でいいますと、企業債で資本的支出が8億6千万円の収入があつて、償還は17億6千万とありますが。

○経営企画課長

水道ビジョンのなかで今後の企業債の見込みについて掲載しているページがございます、44ページでございます。

グラフをご覧くださいますと、令和元年度から令和12年度までの見込みでございますが、企業債の発行額につきましては、償還額を超えない範囲で設定していく予定でございます。償還額につきましては、高度成長期に発行した企業債の償還が終わる状況になりまして、毎年度償還額が下がり続ける見込みのため、償還額と発行額の差がなくなっていく予定でございます。

○会長

ありがとうございました。そのほかご意見等があればお願いいたします。

ないようですので、報告については以上とさせていただきます。

5 その他

○会長

続きまして、次第5の「その他」について、事務局より説明をお願いいたします。

○経営企画課係長

次第5「その他」でございますが、本日ご審議いただきました「高崎市水道ビジョン」及び「高崎市下水道事業経営戦略」の策定スケジュール等についてご報告いたします。

下水道事業経営戦略につきましては本審議会、水道ビジョンにつきましては本審議会及び高崎市簡易水道事業運営審議会からの答申を踏まえ、今年度中に策定し、ホームページで公開する予定でございます。委員の皆様につきましては、後日、完成版を送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

ただ今の説明に対して、ご意見ご質問等がございましたら、お願いいたします

ないようであれば、これで本日予定の議事はすべて終了しましたので、議長の職を降ろさせていただきます。

円滑な議事運営へのご協力、大変ありがとうございました。

高崎市水道事業及び公共下水道事業運営審議会会議録について、前記のとおり相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

会 長

委 員

委 員